

那 覇 市 教 育 委 員 会 会 議 録

平成27年度第23回(定例会)

署名人

饒波正博

委員長

神村洋子

開催日時 平成28年3月29日(火)

開会 午後2時00分

閉会 午後4時25分

開催場所 那覇市役所11階 1101A・B会議室

出席委員 神村洋子委員長、添石幸伸委員、饒波正博委員、本仲範男委員、渡慶次克彦教育長

議 事 日 程

(2～3は非公開)

- 1 報告1 不登校児童生徒の出席扱い・評価に関する指針について【教育相談課】
- 2 報告2 教育長が専決したことについて【学校教育課】
- 3 報告6 職員人事(指導主事採用)に関する教育長の専決について【総務課】
- 4 報告3 那覇市立幼保総合施設条例施行規則の一部を改正する規則について【こども政策課】
- 5 報告4 那覇市立幼稚園の保育料等に関する規則の一部を改正する規則について【こども政策課】
- 6 議案第48号 那覇市立幼保連携型認定こども園の事務につき教育委員会の意見を聴取する規則の制定に係る意見の聴取について【こども政策課】
- 7 議案第49号 那覇市立幼保連携認定こども園条例施行規則の制定に係る意見の聴取について【こども政策課】
- 8 報告5 平成27年度教育行政マネジメントシステムの実施結果について【総務課】

出席職員

【生涯学習部】伊良皆宜俣部長、屋比久猛義副部長

(総務課) 山内健課長、佐久川敏明副参事、平良尚子副参事、座波園美主査、田盛善宏主査、

伊禮道子主査

【学校教育部】田端一正部長、森田浩次副部長

(学校教育課) 相澤敬二課長、山下恒副参事、棚原咲子主事

(教育相談課) 神谷乗治課長、宜保博哉指導主事

【こどもみらい部】 浦崎修部長、末吉正幸副部長（こども政策課課長兼務）
（こども政策課） 大城孝史主幹、国吉泰史主事

会議録作成（総務課） 赤嶺明日香主査

神村委員長 平成27年度第23回教育委員会会議定例会を開催いたします。本日の会議録署名は饒波委員にお願いいたします。まず、報告1「不登校児童生徒の出席扱い・評価に関する指針について」の説明をお願いします。はい、田端部長。

田端部長 報告1「不登校児童生徒の出席扱い・評価に関する指針について」、不登校児童生徒の出席扱い・評価に関する指針について、別紙のとおり報告する。平成28年3月29日提出、教育長 渡慶次克彦。報告理由、不登校児童生徒の出席扱い・評価に関する指針を作成したので報告いたします。詳細は教育相談課が行います。

神谷課長 いま報告理由にありましたように、不登校児童生徒の出席扱い・評価に関する指針を作成したので報告いたしますけれども、じつは1年前ほどから不登校対策委員会というのがありまして、4課で構成しております。学校教育課、教育相談課、学務課、子育て応援課、4課で構成している不登校対策委員会があるんですけども、その中で、学校からの要望が強いので是非この指針を作りたいという事で会議を重ねて、最後校長会のほうに素案を提案しました。そして校長先生方の意見も取り入れながら修正してこの指針を作り上げております。中身につきましては指導主事の宜保より行います。

宜保指導主事 それでは指針の内容に入ります。めくっていただきまして、表紙のほうです。今回は不登校対策委員会を軸に検討して参りましたが、出席扱い・評価という視点でありましたので学校教育課、教育相談課の名称を使っております。では、めくって目次の方をご覧ください。この指針の構成を確認いたします。まず、大きく4つの柱で構成しております。1番目に出席扱い、2番目に評価・評定、そして3番目にこの指針を作る前にすでに学校の中で実践がありましたので、この実践事例を中に挿入させてもらいました。4番目に主に文部科学省の通知文等を参考資料として掲載しております。では1ページをご覧ください。1ページの内容は出席扱いが主な内容です。特に(2)出席扱いの要件というところを少しばかり読みます。対象となる児童生徒は市内の小中学校に在籍する児童生徒で、原則として1年間に30日以上(病気、経済、その他を除く)の日数を欠席している児童生徒を対象としてこの指針を作成しました。この要件といたしまして下の①～⑥までの要件項目を作成しております。なお、この太字は文部科学省の通知文から一部抜粋をしておりますので、国の指針に基づいて作成しているとご理解ください。では2ページです。2ページからは評価・評定であります。その前に、その上の方、最後の「あきらめない」という言葉がありますが、国は「見捨てない」とかいう標記がありましたが、那覇市はこれを「あきらめない」というキーワードに変えようということで、最後まで粘り強く見捨てないという意味を込めて「あきらめない」に代えております。2番目、評価・評定です。こちらも文部

科学省の指針に基づいて作成をしておりますが、この指針からブレないようにということで太字の方で掲載しております。3ページをご覧ください。3ページには要件ということで、今回学校長から主に多く意見をいただいたところでありませす。当初事務局の方では結構内容が重いと云いますか、難しい表記もあったために、校長会のほうからも、もっとシンプルに、また読みやすく使いやすくということからこのような形に変わりました。①～④の要件をこれから進めて参ります。では4ページをお願いします。特にこの4ページの①怠学・非行による不登校児童生徒の評価基準、そして下の②心理的・情緒的不安定による不登校児童生徒の評価基準、いわゆるこれまでは心因性という言葉がありました、これはご家族とか団体から「心因性は病気か、不登校は病気ではない」といったあたりから、この表記が変わって参りました。この心理的・情緒的不安定による不登校児童生徒の評価基準を概ね基準を設けてそこから、プラスマイナスの加点減点方式でいけば評価できるのではないかと云う事で表を作成しました。留意事項については5項目用意しましたけれども、特に4ページの③です。ここは是非注意して行こうということで学校長、校長会でも確認をしました。評価材料がないから評価ができない、または0点という理由で安易に「1」と評定するのは良くないということで、本人の努力も考慮するという観点で学校側がなすべきこと、課題を出す、そして保護者がなすべきこと、この課題を学校に提出する、といった事によって「1」を付けないよう努力しようと。しかし中には協力や理解を得られない世帯もありますので、どうしても「1」を付けざるを得ない場合は、指導要録の総合所見等に特記事項という形で学校のほうでも子どもの活動をフォローするという視点で活動して行こうというふうになりました。以下、5ページについては、学校における実践事例、古蔵中学校、寄宮中学校等の実践事例がありましたので、これをまとめてございます。そして6ページお願いします。6ページにおいてもこれは各学校の実践がありましたけれども、特に(6)の私立中学校/高等学校受験・公立高等学校受検の提出書類、様々ありますが、特にこういった不登校児童生徒に関しては、公立学校の方では自己申告書という様式があります。これは保護者と本人が作成をして学校側に提出をするという書式であります、これ一切学校が書くものでないですので、学校から保護者・本人に、こういったものもありますよと紹介をしてそれを作成するかどうかを本人と保護者で考えてもらうという手立てを打っております。では最後、7ページは文部科学省の主に通知文を掲載しておりますのでそのホームページ等を入れてあります。そして⑩、これは那覇市独自の不登校対策リーフレットがありますので、これは毎年度改訂をしております。それをその都度年度初めには全小中学校に配信しておりますので、それをまた全教職員、校長教頭を含めて共通理解、そして共通実践をしているもの

と認識しております。以上のような形で今回この指針を作成しましたので報告といたします。

神村委員長

ではこの件につきまして、ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。はい、本仲委員。

本仲委員

学校の要望に応じて、不登校対策委員会を立ち上げてこの指針を、学校の出席扱い評価に関する指針を出したという委員会の姿勢に大変評価したいなと思っています。学校が非常にこういうところでは足並みがそろわないと、評価についても、出席扱いについても、足並みがそろわないと駄目だなというようなことを、現場にいた側から感じておりました。大変良かったなと思っています。それから質問ですけれども、この出席扱いの要件の中で最後のほうの「出席日数の内数として」というのは、どのような扱いをすればよいのか。例えば出席日数がいくらで、その内の何日は学校に来たという捉え方なのか、これがひとつ。あと一点は、那覇市内で例えば「学校外の施設で相談ならびに支援を受けている場合」というときに、フリースクールも関係してくると思うんですけれども、市内でこういう学校が何校あるか知りたいなと思って。

宜保指導主事

ではまずひとつ目の「内数」ですが、例を挙げますと、例えばA君が学校に出席日数が100日あると、しかし100日の中で学校外の施設等、または校長先生が出席扱いと判断した場合、その日数が含まれている場合には、このうちの何日は出席扱いになっていますよということを、指導要録の備考欄に記載していくというものであります。出席と出席扱いが違うという認識であります。

本仲委員

要するに、いまの説明ではわかるんですけれども、実際に記載していくのは教員ですよね。ですからこういうところが末端まで説明できるような示し方があるといいなと。

宜保指導主事

今回校長先生方からも、この指導要録の記入についても問い合わせがありましたので、今後そのニーズといいますか、要望に対してはまだまだ作成しなければならないことがありますので、学校教育課と共同で作っていきたいと考えています。

本仲委員

精度をどんどん上げていくということですね。

宜保指導主事

はい。

本仲委員

ありがとうございます。

宜保指導主事

あとフリースクールについては、現在那覇市のほうでは主に珊瑚舎スコレさん、そして楚辺にありますインターナショナルスクールのこの二つが主に有名と言いますか、よく使われているフリースクールであります。

神村委員長

よろしいですか。ほかにごございますか。はい、饒波委員。

饒波委員

特にこの実践事例のところはすごく現場は助かると思うんですよね。すごく細かく書いていて、これを参考にしてやっていくと思うので非常に使える指針になっ

ていると思います。それでひとつ、ちょっと実際有り得ると思うんですけども、ちょっとひねった話なんですけれども、例えば小学校6年生で9月から全く来なくなった子がいたとしますね。よく調べてみるとこの子は中学受験のために学校に来なくなっちゃったと、その区別ですね、中学受験のために学校に来なくなった子と、本当に引きこもりで来なくなった子、区別がなかなかできないんですよ、もしそういう子がいたとすると。学科試験とか定期試験ではほぼ満点くらいとっちゃって、提出物も完璧にやってというような感じで、そうすると評価が学校に来ていないにも関わらず、かなりいい評価になるという、評価というか素点ですね。そうした場合には4ページのところで評価基準がありますので、そういった子は点が良くてもある程度減点すると言うとおかしいけど、そういうふうになるわけですよ。

宜保指導主事 はい。素点だけでは評定は付けませんので、課題の提出状況、授業態度等がありますので、その時点で減点ということになります。

饒波委員 例えば受験で休んでいる子と、本当の引きこもりっていったらおかしいけど、本当の不登校の子と区別はあえてしないと。

宜保指導主事 いえ、これは中学生にも有りがちですが、受験のために学校を休むというのは、これは病気欠席度もなく要するに事故欠という言葉でやっていますが、欠席としてみなします。

饒波委員 区別つかないですよ。

宜保指導主事 保護者から届け出がある場合でも、やはりちょっと周りからいろいろな情報が入ってきますので。

饒波委員 それはもう厳重に区別するという事ですね。

宜保指導主事 そうです。

饒波委員 わかりました。

宜保指導主事 すみません、いまの件で補足を。1ページの(2)出席扱いの要件の中に、私が先ほど読んだ箇所の「病気、経済、その他を除く」、この「その他」というのがいま言った事例に該当します。要するに受験のために学校を休ませるというのは、これは保護者または本人の意図的な学校への拒否ですので、これはもう申し訳ないけれども事故欠ですよというふうになっていきます。

饒波委員 わかりました。

神村委員長 ひとつだけよろしいですか。先ほどその30日の中で、病気と経済、経済っていうことはどういう事を表しますか。

宜保指導主事 現在は生活保護世帯の子どもさんがおりますので、基本的には経済の理由はほとんどないんですけども、仮に保護世帯から外れたとかいう子どもさんで給食費を払えない、それで学校へ行けない、行かないという事案が数例はありますので、

そういった理由からです。

神村委員長 あるんですね、そういうのが。

宜保指導主事 1例、2例ですけれどもあります。

神村委員長 わかりました。ほかにございませんか。はい、本仲委員。

本仲委員 この不登校児童生徒の出席扱い・評価に関する指針というのは、今回初めて出ているんですか。

宜保指導主事 那覇市では初めてです。

本仲委員 ほかの県では。

宜保指導主事 じつは県内では浦添市、糸満市、豊見城市もつくられていたので、校長先生方はほかの自治体から資料を取り寄せて相談をもっていました。

本仲委員 私、糸満市にも校長としていたんですけれども、記憶がないな。

宜保指導主事 この資料は沖縄県適応指導教室連絡協議会という組織がありまして、そこから資料を集めております。

神村委員長 はい、饒波委員。

饒波委員 細かくてすみませんが、1ページの趣旨ですが、2段落目で「このような児童生徒の努力を」というふうに受けているので、おそらく1段落目にその努力の内容が書いてあると思うんですよね。一応全部読んで、趣旨としては自宅で頑張っている努力と学校外で頑張っているという大きく二つに分かれると思うんですよ。それで上の段落を見ると、確かに2行目の後ろのほうから「学校外の施設において相談や支援を受けながら、努力を続けている児童生徒」というのがあるんですけれども、その前の段階ですね、家での努力っていうのが書いてなくて「十分な支援が行き届いていなかったり」と言っているので、行き届いていなくても努力している生徒がいるというふうにしないと次の段落の努力が繋がられないと思うので。それともうひとつ、2段落目の「自宅においてICT等を活用して学習活動を行った場合」、その次「学校外の施設において相談や支援を受けた」、このときも「場合」で受けたほうが、二つが対比してわかりやすいかなと。

宜保指導主事 「場合」ですね。

饒波委員 学習を行った場合、あとは、学校外で支援を受けた場合。「場合」は「場合」で受けたほうがわかりやすいかなと、意見です。

宜保指導主事 ありがとうございます。

神村委員長 はい、添石委員。

添石委員 まず先ほどから話しがあったとおり、ここまでまとめていただいて敬意を表したいと思います。ただ実際に運用していく中でいろいろな見直し等も必要になってくると思うので是非、今後のご尽力に期待したいと思います。そこでテレビで一度、前に見たときに、不登校に関するお子さん自身の課題と対処というのがある

んでしょうけど、保護者自身のすごくいろんな多様な価値観があるんだなということがすごく印象に残る番組があったんですけども、今回作るにあたって、その保護者の考え方とか価値観というのをどの程度、どのように反映することができたのかについて、今後この指針というものをどのような形で公表して、ケースがあった時に個別に対応なのか、オープンにしていろいろな見解を今後受けていく体制があるのか、その辺に関してお答えいただきたいと思います。

神谷課長

いろいろな場合も想定しながら、ご意見もいただきながら、改善するものが出た場合はそれも取り入れて、今後改正するというのもやっていきたいなと思っています。とりあえず、学校の要望に応じて作ったものですから。

添石委員

では今回は、あくまでも学校の要望に基づいて、まずはベースを作ったということですね。わかりました。

神村委員長

はい、田端部長。

田端部長

補足ですけども、これを作った一番のニーズとしては、現状では必要でありながら各学校でまちまちに対応している、統一されたものがないというのが一番の問題点でありましたので、それに対するある程度の指針を作って、運用していくと。委員もおっしゃったように、先ほどありましたように、運用していきながら当然のことながら保護者からのご意見等、学校からの運用上の支障とかいろいろ出てくるかと思っておりますので、その都度、改善をしていきたいと考えております。

添石委員

いまの件とも関連してくると思うのですが、フリースクールの件ですね。私も全国の会議に行く中で、やはりフリースクールに関する情報っていうのが結構回数あったなど。それはやっぱり先ほどから言っている価値観の多様性がある中で、フリースクールの在り方が沖縄でも今後いろいろ検討する材料になるのかなと思ったんですけども、先ほど那覇市での2か所の話があったんですが、このフリースクールに関して今後どのように検討を進めていく予定があるか、現状の報告いただければと思います。

宜保指導主事

では7ページの資料をご覧ください。特に今回このフリースクールがキーワードになるであろうということで①の項目です。現在文部科学省のほうでフリースクール等に関する検討会議が開催されております。この資料を作った時点の12月では第6回が終了しておりますが、喫緊の情報によるとフリースクールに関しては出席扱いには認めがたいという見解が出ているようです。ですから、先送りですかね。それを基に、また我々も学校教育課を中心にこのフリースクールの出席扱いについてはまず情報収集して、また担当部署で検討しなければいけないかと思っております。

神村委員長

はい、添石委員。

添石委員

では、あくまでも文科省の今後の動きを確認しながら那覇市としても取り組んで

いくという事ですか。

宜保指導主事 はい。現況としましては、珊瑚舎スコーレさんとインターナショナルスクールさんの施設長と学校長とのやり取りが緊密です。

本仲委員 緊密です。非常に緊密です。出席日数もちゃんととっていて、1ヶ月毎に報告があります。だからこの辺の扱いを、いわゆる文科省の動きも見ながら、那覇市としてどうするのかということをおね、学校現場が困らないという形の教育行政が必要だと思いますね。すごく大事なことです。

添石委員 国が先なのか、現場が先なのかというのがあると思うので、せっかくなにかいい関係が築けているという事ですので、是非独自に意見交換も出来たらなと思いますね。

神村委員長 ちょっと私のほうからお尋ねなんです、珊瑚舎スコーレとインターナショナルスクールと少し質が違うのでは。幼稚園から小学校課程は古蔵の中にあるんですけども、あとひとつ十字路から左側にある中学課程はその小学校の卒業生が行くところではなくて不登校を受け入れていますか。

宜保指導主事 詳しい状況は把握不十分ではありますが、学校とのやり取りでは公教育を否定するというか、そういった保護者がいらして、それで小学校はここへ通わず。終わったら中学校に入学するかという、そうではないというケースもあるようです。

本仲委員 いまのはひとつのケースですよ。

宜保指導主事 はい。

本仲委員 いろんなパターンがある。

神村委員長 ただオールイングリッシュでやっている小学校のスタイルと中学校のスタイルが違うのかどうかというのが私の中でわからなかったんですね。小学校に関してはオールイングリッシュを親が望んでそこに行っていると思うんですよ。小学校の場合はね。中学校はまた別、だから学校で不登校になってしまったら形を変えて向こうに行くというようなことがケースとしてはあるわけですよ。

宜保指導主事 はい。

神村委員長 わかりました。はい、本仲委員。

本仲委員 これは学校の要望に応じて立ち上げて指針を作ったということで、非常にすごくいいことですので、今後も学校のほうから情報を聞いて、それで教育委員会としてはこういうふうにしますという立ち位置をしっかりと示してもらえれば学校は非常に助かりますのでそういう方向でいきましょう。

宜保指導主事 はい。

神村委員長 評価の中にも「個人内評価」というのが何度も出てきました。個人が努力をすれば評価してあげるといふ、この姿勢が子ども達を助けていくのではないかなと個人的には思いました。ほかにありますか。ほかにないようですので報告1「不登校児童生徒の出席扱い・評価に関する指針について」はこの辺で終了いたします。

続いての日程2と本日追加されました日程3の案件は人事案件であるため、非公開とすることが適当であると思われまます。会議の非公開の可否について採決いたします。日程2と3は非公開としてよろしいでしょうか。

全 員

異議なし

神村委員長

それでは日程2と3は非公開といたします。関係者以外は退席をお願いいたします。

～ 非公開 ～

神村委員長

ここで非公開を解きます。次の報告3「那覇市立幼保総合施設条例施行規則の一部を改正する規則について」と報告4「那覇市立幼稚園の保育料等に関する規則の一部を改正する規則について」は、関連しますので一括して議題といたします。説明をお願いします。

浦崎部長

報告3と報告4については関連いたしますのであわせて具体的な中身等、説明をしたいと思ひます。

末吉副部長

報告3につきましては、那覇市立幼保総合施設条例施行規則の一部を改正する規則について、別紙のとおり市長に申し出る。平成28年3月29日提出、教育長渡慶次克彦。提案理由、幼保総合施設の幼稚園給食の徴収額を通年利用で1人年額44,000円から55,000円に改め、一時利用で1人日額250円から300円に改正する必要があるため、この案を報告する。報告3の金額については天久幼保園のうち幼稚園に通う子どもたちの給食費の額ということです。報告4につきましては、そこで働く職員の給食費ということになっております。まず、報告3のページをめくりまして1ページの方、通年利用ということで8月を除く11ヶ月分について現在4,000円の11ヶ月ということで44,000円取っていたのを、5,000円の11ヶ月ということで55,000円に上がるものです。一時利用というのは預かり保育で預かる場合の給食費の額という事で、改正前250円、改正後300円いただくということになっております。天久幼稚園については4・5歳児で給食を実施しております。通常月曜日から金曜日については給食を提供しております。給食費の金額については、現在、まかない材料費として約250円かかっているという事で、今回、まかない材料費分については保護者の負担にしたいということで4,000円から5,000円への改定を予定しているところです。ちなみに大道こども園ですが、幼稚園とこども園ということで教育の保育の内容が違いますが、大道こども園についても月額5,000円を想定しているということからあわせて天久の幼稚園についても同等の金額に保護者に負担していただきたいということから、今回の改正を行ったところであります。報告4のほうは、同じくそこで働く職員の給食費についても1ページ目の改正前、改正後の新旧対照表でご覧いただきますと、従来年額52,800円ということで月額4,800円、中学校の給食費相当額について職員から徴

収していたんですが、それを中学校の給食費または子どもたちの給食費5,000円にあわせて、5,000円の12ヶ月の60,000円いただくということに改正を予定しているところですが。職員の給食費についても子どもたちと一緒に食べるという事からすると、ある程度一定の負担は必要ということで子どもたちと同等の給食費をいただくという事で想定しているところでございます。報告につきましては以上で終わりたいと思います。

神村委員長　　ではこの件について、ご質問、ご意見がありましたらお願いします。はい、教育長。

渡慶次教育長　　これは幼保総合施設とあるので、天久のことですか。

末吉副部長　　天久幼保園のことです。この規則で定めている部分はそこのうちの幼稚園の部分、4歳児、5歳児の部分と職員の部分ということになっております。

渡慶次教育長　　認定こども園もあちこちでできていますけれども、天久幼保園のような形をとる幼稚園を今後想定していますか。

浦崎部長　　天久幼保園につきましては、那覇の先進的な幼児教育という事で保育所と幼稚園、二つの施設を同じところに置くという形でありまして、これから現在ほかの35園について、こども園というふうに移行を目指しておりますけれども、その中では3歳以上の子どもを預かるこども園というような形で想定しておりますので、天久のように完全な0歳からの保育所というのは現在のところ想定しておりません。

渡慶次教育長　　天久幼保園施設長という形で、従来校長先生が園長を兼ねていましたけれども、同じ職員が施設長、そういった形のもの、想定はないですか。

浦崎部長　　それは園長とは別に施設長を置いているという事ですか。

渡慶次教育長　　要するに役所の職員が施設長ということをやって、認定こども園となるとほかの所からきてなるということですよ。

浦崎部長　　認定こども園、2種類ございます。公がそのまま直営で運営するところと、社会福祉法人あるいは学校法人さんに運営を、公私連携ということをお願いするという二つのパターンがございます。現在のところ想定してないといいましたが、正確に申し上げますと、公私の場合は法人からの提案を受けますので、その中でもしかしたら出てくる可能性もありますけれども、現時点でそこまでの想定はしていないということで訂正をさせていただきます。ですので、公立でやる所には園長という形で、ひとつのこども園の園長、施設長の場合には幼稚園と保育所の施設の長という形でありましたが、これからこども園の園長というかたちで職員の配置予定があります。

渡慶次教育長　　大道は公公、天久幼保園の保育所という0歳からずっと幼稚園までというようなものは想定していない。

浦崎部長 公私の中では法人から提案を受けますので、その中でまた改めて審査になろうかと思えますけれども、公立の場合は現在のところ想定しておりません。

神村委員長 ほかにございますか。はい、添石委員。

添石委員 本議案とズレるかもしれませんが、先だって報道でも那覇市の小中の給食費の値上げがあったと思うんですけれども、その後の反応とかあれば情報提供をいただけますか。

神村委員長 はい、田端部長。

田端部長 全学校に給食値上げの通知を出しております。2月当たりだと思いますが、特に学校からの要望等というのはございません。ただ一般市民からお手紙が一通学校給食課に届いておりましたけれども、これは直接の保護者ではない一般の年配の方のご意見で、できれば無料化にしてほしいという意見でありました。私達は学校教育法に基づいて子どもたちの給食に関しては保護者が負担するものと、食材に関してですね、それに基づいて、このままいくとおかずを切り詰めていかなきゃいけないということになりますので値上げしたところでありましてけれども、議会での質問がいろいろありましたが、それ以外ではいまのところ、申し上げたお手紙1件ございます。

添石委員 以前新聞で見たときにも、いままでずっと据え置いていたという文章一切なくって、今回急に値上げしたような印象を受けたものですから、いろいろな声があったのかなと思いましたので。わかりました。

神村委員長 はい、部長お願いします。

田端部長 蛇足であります。やはりいま委員がおっしゃられたように、何年も値上げをしないで置いておきますと、食材が値上げするのに、ある一定の世代に負担を強いることになります。過去そのような事例もありましたので、額の値上げ幅も大きくなるという部分ありますので、やはり小刻みに均等にということであります。ただ消費税が10%になった時に対応どうするのと聞かれたときに、それはしばらく様子を見ると。そこでまた上げるという前提ではございませんということがあります。以上であります。

添石委員 情報共有という意味でもまた戻りますけれども、本件に関しても今後の動き、反応をいただければと思います。

末吉副部長 いまの天久幼稚園の給食費についても、保護者説明会、通知等で保護者の方に通知したところですが、特に苦情等はいまのところあがって来ておりません。大道こども園についても5,000円ということで、保護者の皆さんにご説明差し上げて、基本的に理解を得ていくところです。その給食費の額についての子どもたちの分については義務教育と若干内容は異なるのですが、特に苦情等については入ってきていないところです。

神村委員長　　ひとつだけ、いま、この子どもの貧困というのが大きくクローズアップされている中でいろいろな物の値上げに関しては本当に説明が必要、理解が必要というのを姿勢として持つておくべきだなというふうに感じます。はい、浦崎部長。

浦崎部長　　ひとつ追加で補足させていただきます。小中学校のいわゆる学校教育法に基づく給食というものと、幼稚園までのものは、給食と言いましても若干性質というか法的な裏付けが異なりまして、あくまでもこども園、幼稚園の分につきましては実費をいただくと、食材費以外の調理員の賃金もそういったものもいただくと、後ろの背景が違うところがありますので、例えば天久幼稚園の5,000円につきましても実際にはそれ以上にかかっているというような計算をしております。ですけれどもそれ全額ということではなくて、ここは5,000円でしょうと。大道園につきましても自園調理ができないものですから、その額で一応業者さんと外部搬入という形で契約をさせていただきますが、その実費分をいただくというようなご説明をさせていただいて、ご理解をいただいているというようなこともありまして、小中学校のものと若干違うという事だけ少し追加をさせていただきますのでよろしくをお願いします。

神村委員長　　はい、本仲委員。

本仲委員　　ちょっと関連したから言わせていただきますけど、やっぱり性格が違いますよね。小学校に行くと教育活動の中の特別活動という分野の中で給食指導が行われる、そういう性格がありますよね。いま私がすごく関心を持っているのは、そういう事も関連して、例えば幼稚園から小学校に入学した時、給食が始まる時に6年生がヘルプにいるんですね。それが幼稚園でやった子たちが自主的にできるのかどうかについても非常に関心があるなと思っています。多分できるでしょう。

神村委員長　　はい、教育長。

渡慶次教育長　　議会で説明したんでしたっけ。

末吉副部長　　大道こども園の給食費については議会の方に、すべての会派のほうに説明して入れているところであります。天久については、天久に特化した形での説明は入れておりません。

神村委員長　　よろしいでしょうか。はい、饒波委員。

饒波委員　　これ説明いただいたと思うんですけども、わからなかったのもう一度質問しますが、報告3、4で園児の給食費は44,000円から55,000円、年11,000円アップ。学校の先生は52,800円から60,000円で7,200円アップということで、ちょっと違うかなと、説明いただいたかもしれないですが。

末吉副部長　　子どもたちの金額については、一食あたり250円ということでその実費相当分ということで今回5,000円、職員についても同じ形で実費相当分をいただくということで5,000円徴収するということでもあります。従来、4,800円いただいていたの

は、4,000円という金額の負担については低いだろうという事で中学校の教職員並みにということでそれを参考に4,800円を月徴収していました。

饒波委員

月ということですか、わかりました。

神村委員長

ほかにございますか。ないようですので、報告3「那覇市立幼保総合施設条例施行規則の一部を改正する規則について」と、報告4「那覇市立幼稚園の保育料等に関する規則の一部を改正する規則について」はこの辺で終了いたします。続いて、議案第48号「那覇市立幼保連携型認定こども園の事務につき教育委員会の意見を聴取する規則の制定に係る意見の聴取について」を議題といたします。では部長お願いします。

浦崎部長

議案第48号「那覇市立幼保連携型認定こども園の事務につき教育委員会の意見を聴取する規則の制定に係る意見の聴取について」でございます。那覇市立幼保連携型認定こども園の事務につき教育委員会の意見を聴取する規則の制定に係る意見の聴取について、別紙のとおり市長に申し出る。平成28年3月29日提出、教育長 渡慶次克彦。提案理由、那覇市立幼保連携型認定こども園の事務につき教育委員会の意見を聴取する規則の制定に当たって、教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第2項により教育委員会の意見を聴く必要があるので、この案を提出いたします。

末吉副部長

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の中で、地方公共団体の長は、当該地方公共団体が設置する幼保連携型認定こども園に関する事務のうち、幼保連携型認定こども園における教育課程に関する基本的事項の策定その他の当該地方公共団体の教育委員会の権限に属する事務と密接な関連を有するものとして当該地方公共団体の規則で定めるものの実施に当たっては、当該教育委員会の意見を聴かなければならないということで、幼保連携型認定こども園については、教育の専門機関である教育委員会の意見を聴きなさいという規定がございます。その中で実際どういうことを聴くのかについては規則を定めておく必要があるという規定があるものですから、それに基づいて今回この規則を市長事務部局の規則として制定を予定しているところであります。具体的にはページをめくりまして委員会の意見を聴取すべきものとしていま想定していますが、(1)幼保連携型認定こども園における教育課程に関する基本的事項の策定に関すること。これは後で議案として提出するんですが、幼保連携型認定こども園の規則の中で具体的にこの内容についてはご説明差し上げたいと思います。(2)幼保連携型認定こども園の設置、廃止及び休止に関すること。本市の幼保連携型認定こども園については幼稚園から移行するこども園が想定されるものですから、その設置、廃止、休止については事前に教育委員会のご意見を伺いたいという事で、この2本について基本的には聴くという形の規則を制定したいと考えております。付則の

方で、1 この規則は、公布の日から施行する。2 この規則の施行前に幼保連携型認定こども園に関する事務について教育委員会から聴取した意見は、この規則の規定する事務について聴取したものとみなす。こども園に関しては、以前から情報提供、議案等でご報告差し上げているとおり、その都度意見を聴いて参りました。今回改めてこの規則を制定する際に、これまで聴いてきた意見についてもこの規則に基づいた意見ということでこちら考えていきたいというためのこの付則の規定をうっているところです。以上で説明を終わりたいと思います。

神村委員長　この件について、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。はい、本仲委員。

本仲委員　教えてもらいたいののですが（1）のほうで、例えば幼保連携型認定こども園の教育課程という事は例えば、小中学校における学校管理規則という捉え方をしているのかどうか。

末吉副部長　学校管理運営規則に相当する部分が次の議案として提案いたします「認定こども園の条例施行規則」ということでこの中の方に基本的な部分はいっているということで、この規則の内容についてあらかじめご理解いただければ次の規則の中でまた内容についてご説明いたします。

神村委員長　よろしいでしょうか。ほかにございますか。

末吉副部長　一件だけよろしいでしょうか。この規則の案ですが、じつは市のほうで規則を定めるときに、例規審議会という運営委員会をとおす必要があるのですが、時間的なゆとりがなく、この規則の案については、この例規審議会にまだとおしていないというのが実情でございます。今回の議案にあたっては、細かな内容、法制実務上の文言修正とかこの辺については、こどもみらい部のほうに一任する形で議決いただければと考えておりますので、その辺もよろしくお願いします。

神村委員長　大きく変わることはないという事ですね。

末吉副部長　はい。考え方自体大きく変わることはないということで、法制実務上の文言修正だとか、付則の書き方の部分についても少し修正が入るかもしれないということです。

神村委員長　よろしいでしょうか。では幼保連携型認定こども園について、教育委員会の意見を聴取する事務をあらかじめ規則で定める必要があり、挙げられている第1号、第2号がその事務になるということです。今回、この規則制定に当たって、教育委員会の意見を求めるという事で議案が提出されております。教育委員会としては、規則の内容について原案のとおりで異議があるかないかで意見を表明したいと考えます。議案第48号で付議されている「那覇市立幼保連携型認定こども園の事務につき教育委員会の意見を聴取する規則」の内容で異議はございませんか。

全　　員　　異議なし

神村委員長

異議なしということですので、議案第48号については、原案で掲げられている規則の内容で了承することで議決をいたしました。続いて、議案第49号「那覇市立幼保連携型認定こども園条例施行規則の制定に係る意見の聴取について」を議題といたします。部長お願いします。

浦崎部長

議案第49号でございます。「那覇市立幼保連携型認定こども園条例施行規則の制定に係る意見の聴取について」でございます。那覇市立幼保連携型認定こども園条例施行規則の制定について、別紙のとおり市長に申し出ます。提案理由といたしましては、那覇市立幼保連携型認定こども園条例施行規則の制定に当たって、教育委員会の意見を聴く必要があるので、この案を提出いたします。申し訳ございませんが、見出しの部分と提案理由のところ「幼保連携認定こども園」とありますが「幼保連携型認定こども園」でございます。お詫びして訂正をさせていただきます。

末吉副部長

内容について説明いたします。ページめくりまして規則のほう、新規則という事で条文をもってご説明差し上げたいと思います。第1条、趣旨。これは条例のあくまで施行規則という形で定めているものです。第2条、定義。この中で第2号の方に「1号認定園児」という言葉が出てくるのですが、いわゆる従来の幼稚園の事、教育認定という子ども達のことを1号認定とさしております。そして第3号で「2号認定園児」、これは保育認定の子どものうち3歳～5歳を想定しているところでございます。5号の方に「保育短時間認定」という言葉がありますが、その従来の保育所については11時間預かる子どもと、8時間預かる子ども、いわゆるパートタイム的な就労をしている保護者から預かる時間が設定されているのですが、この部分の認定ということでそれぞれの定義を定めているところがあります。第3条が事業、ということで、こども園に関する事業については法律の施行規則で定められておまして、それぞれの内容を実施するという事でこの事業の内容については、ほかの法令を参照に定めているところです。第4条、利用定員。こども園の利用定員については規則で定めることが他市町村ではあるのですが、本市におけるこども園については、次年度から始まるという事で、1号、2号、保育に欠ける保育を要する子どもと、従来の教育認定、その数について地域ごとにかなりばらつきがあるものですから、当面はその申込状況に応じて市長が別に定める形をとりたいということで、市長のほうに権限を譲っている形をとっております。第5条が学年及び学期、第4条から第7条にかけては先ほどご説明差し上げております、教育課程の基本的な部分に該当するものとなっております。第5条の学年については、小中学校と同じ形で教育については1学期、2学期の2学期制をとるということを想定しております。休業日についても小学校中学校と同じ形の休業日を設定しているところです。第7条、開園時間。開園時

間については朝7時半から午後6時半まで。ただしこの中で、第8条の教育及び保育を行う時間の中で、第1号で1号認定園児、いわゆる教育時間というのが午前8時15分～午後2時までということで、この時間についてはこども園ですべて教育時間と定めます。なので基本的には1号、2号認定園児とも給食は必ず食べるということを想定しております。これは昨今、子どもの貧困対策で食事もままならない子どもがいるということを鑑み、今回からこども園については、基本的にはすべて給食を食べてというのを本市の教育の基本的な考え方にしていきたいと思っております。これは市町村の判断という事の時間帯ですので、あくまでも那覇市としては午後2時までは教育のメインの時間ということでいきたいと思っております。開始の8時15分については、小学校の授業の開始時間が8時15分というのが一般的なものですから、小学校との円滑な接続のために開始時間については小学校とあわせて設定しております。2号、3号のほうで保育標準時間及び保育短時間の預かり時間を定めているところです。第9条が教育課程の作成ということで、これも小学校中学校と同じような形で園長が教育保育要領に基づき教育課程を定めるということで、小学校中学校同等に園長の権限としているところです。第10条が職員の配置。職員については園長及び保育教諭その他必要な職員を置くことになっています。参考までに、園長については大道こども園では主幹職、国でいう課長補佐相当職の専任園長を置きます。教頭先生についても置く予定で、教頭については係長相当職ということで配置を予定しております。参考までに各クラスに担任は本務教員、ただし12時間開所となりますので、そのサポートとして非常勤職員を配置してすべての時間、保育教諭、免許をもった方があたる予定をしております。第11条が職務、園長は上司の命を受けて園務をつかさどり、所属職員を監督する。校長の場合は、上司の命を受けてというのがありません。これは小学校中学校の校長が管理職ということで、それぞれの権限、能力の範囲内で実施するというのが学校教育法の中に定められておまして、ただ本市のこども園については、園長は課長補佐職という事で、管理職ではないということで、上司の命、こども政策課長の命を受けて園務をつかさどるという事で、最終的な責任はこども政策課長にいくという形でこの部分が入っているところです。第12条が職員会議、職員会議も基本的に置くという形をとっております。第13条が学校評議員、学校評議員も小中学校と同様に置く。ですから12条、13条の職員会議、学校評議員は小中学校と同等の形で運営していくことを想定しております。第14条がこども園の利用申し込みという事で、手続き関係の定めとなっております。この14条の中で「市長は」とか入っていますが、こども園に関しては入退園の権限は従来の学校の権限から市長の権限に変わっております。これは保育的な部分で社会福祉的な観点からということで、市

長の所権限が定められていますので、それに基づいた定めとなっております。ページめくりまして第15条、使用料。第1号に、1号認定園児は別表第1に定める額。2号認定園児が那覇市保育の利用等に関する条例に規定する額という形で定めておりますが、こども園については教育認定、保育認定それぞれ在園するというので、教育認定児につきましてはこの規則の別表で定める事にしております。保育認定児につきましては保育所と同じ料金体系をとるということで、那覇市保育の利用等に関する条例のほうの適用を受けるということになっております。第16条が使用料の納期限、毎月20日ということで、那覇市の就学前の教育保育については幼稚園、こども園、保育所すべて20日に今回から統一する予定です。第17条、利用者負担金。保育料以外にも延長保育だとか預かり保育、様々なサービスがあるのですが、これについても別表に定めるということでまた後ほど説明したいと思います。第18条が利用者負担金の納期、これも同じく20日。第19条が使用料の減免ということで、災害等によって使用料納付が困難になった場合の減免規定を置いております。ページめくって5ページ目に補則ということで、この規定に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定めるという規定となっております。保育料について6ページご覧いただきたいんですが、別表第1が載っているかと思えます。別表第1の部分で従来の幼稚園の階層については左側の階層区分ということで、第1階層から第5階層まで五つの階層に分かれております。従来の幼稚園、五つの階層を基準にやっておりました。今回こども園については、同じこども園の中に1号、2号両方いるものですから、保育所並みの細かな階層をつくって、より整合性を保ちたいということで今回2A、2B、3A、3B、3Cということで、細かな階層を作っているところです。このうち3Cに属する部分からは、従来の幼稚園から金額が変更になっております。額の改定ということで金額がアップすると。以前、応能負担、応益負担のお話を差し上げたと思うんですが、基本的に所得が高く負担能力がある世帯からは一定の負担割合をいただくということを今回の大きな方針としております。それで3C以降については具体的には金額が上がっていくと。現在幼稚園においては一番高い金額が5A、5B、5Cの部分が8,900円です。第5階層と言われる部分は幼稚園では8,900円。これがこども園に移行することによって、5Aだと15,000円、5Bが16,000円、5Cが17,000円ということでかなりの金額の改定をいま想定しているところです。ただいきなりこの2倍近い金額の改定という事は負担が重いという事で、この表の適用は平成30年からの適用と。ページ戻りましてその前5ページの下の方に階層区分3Cから5Cということで、読み替え規定という表があるかと思えます。29年から30年にかけてはいきなり上げないで、例えば先ほど5Cだと17,000円のところを12,950円、現在の幼稚園と上がる金額を比較

して、改定額の半分の値上げという設定しているところです。これがこの5ページの表に掲げられている読み替える額という内容になっております。これが29年度から。来る4月から来年3月までは、従来どおり大道こども園では1号認定は幼稚園の金額、2号の保育認定の子どもは保育所の金額で従来どおりいくということをご想定しております。この額の改定の部分なんです、じつは保育所の保育料についても同じ改定をしているところです。規則改正を行ってございまして、上の階層については、これに準じた形の金額の設定をしております。保育所もこども園についても29年度からは一部半分の値上げ。30年度からは別表で定めるような形の金額でいくということをご今回の規則改正のほうで方針化したいと思っております。ちなみに、金額については保育所の部分でも3,000余り、このこども園の部分でもすべての幼稚園がこども園に移行したとして同じく3,000万近い収入増になるかと考えているところです。ただ平成29年度の料金改定の際には先ほど報告いたしました給食費についてはその低額所得者向けの減免措置を入れたいと、この財源を使ってその減免措置の財源に充てたいということで就学前の子ども達については、低所得者については配慮しつつ、ご負担いただけるところから負担いただいて料金体系をつくっていくことを今回の規則改正の大きな考え方として今回定めているところでございます。説明以上でございます。

神村委員長 これに關しまして、ご質問、ご意見ございましたらお願いします。はい、教育長。

渡慶次教育長 施行期日、付則のところでは議案49号は4月1日から施行する。議案48号、先ほどのものは公布の日から施行する。公布の日というのは後々、いつ公布したかというのはどこかにありますか。

浦崎部長 はい。

渡慶次教育長 これ4月1日から施行するというのと、公布の日から施行する。これは同じ規則でも扱いかたがちょっと違う。

浦崎部長 扱いかた違うというか、通常いつから施行するというのが入っている時にはその前に公布がされているわけですね。つまりこれは3月中に公布をします。それで4月1日から施行するということです。公布の日からというのは、もうその日からすぐですよという事になりますので、という意味内容の見方としての違いがあるかと。

渡慶次教育長 49号は。

浦崎部長 49号はまだ公布していません。3月31日とか、年度末に予定です。

渡慶次教育長 1日以前に公布できるということ。

浦崎部長 そうです。

神村委員長 ほかにございませんか。はい、本仲委員。

本仲委員 2ページの方に開園時間が載っていますよね。これと関連して、職員の勤務形態

ですけれども、3ページには園長の職務のところ「上司の命を受けて」とありますよね、この辺がちょっと僕からすると違和感があるなという感じがして、例えば職務解釈的には主幹職、課長補佐職それから係長職という事で、こういうことになるのかなと思うんですけど。例えば、実際の園の現場では、子どもが小さいだけに早めに来て預けるという方もかなりいらっしゃると思うんですよ。その時に、例えば園長の場合には職員の勤務形態を若干柔軟にして例えば早く帰りなさいとかできるんですが、これできるんですか。この園長は。

末吉副部長

まず、こども園の開園時間ですが6時半までが通常開園でその後、延長時間ということで夜7時半まで、最終的に開園時間は朝7時半から夜7時半まで。職員の勤務時間については、勤務時間に関する規則、特例に関する規則でございまして、その中で朝の7時20分、開園の10分前から閉園の10分後、午後7時40分までを勤務時間として定めているところです。先ほど言った勤務時間の変更についてはその中で勤務のパターンについて4パターンを示してはいるんですが、その具体的な割り振りについては包括的に事前に園長の方にこちらの方で指示をいたしますので、その範囲で現場の園長、主幹職ができるという形を想定しております。包括的に事前承認するという形で権限については園に任せる形を想定しております。

本仲委員

そのほうがいいですよ。というのは、延長保育ではなくて逆に早く来て預ける方がいらっしゃるんですよ。この方たちが一部なんです。ところがそれをお断りすると、かなり強い意見がでてくる。ということで、その辺でも柔軟性を持たせてほしいなと思っております。

神村委員長

ほかにございますか。はい、添石委員。

添石委員

お答えできる範囲でかまわないんですけども、先ほど応能負担を進めながら低所得者への支援を進めていくって話だったんですけど、この実際の運用に関してはマイナンバーの庁舎内でのどう進めていくかって、他部署との連携も見据えた中で実際にどこかで、実際に進めていくって前提なんじゃないですか

浦崎部長

ちょっと確認させてください。マイナンバーも利用してこの事務が行われるかという理解でよいですか。

添石委員

実際に支援すべき低所得者の把握という部分で。

末吉副部長

1号、2号と認定の際に、所得証明書等をいただいて実際所得自体把握しているところです。その所得の報告の際に、マイナンバーについても情報収集することになっていまして、将来的にそれを活用した形で完全なる把握といいますか、これについても進んでいくのかなとは考えております。

神村委員長

ほかにございませんか。はい、饒波委員。

饒波委員

この条例はこども園に関する条例の最も基本的な条例と考えてよいですか。

浦崎部長 はいそうですね。こども園の場合には、公立の場合には幼稚園もそうですが、公の施設という形で設置をいたします。公の施設の設置条例としてこの条例が以前にも制定されているものがあるのですが、その細かい事項を定めていくということになりまして、それがこの条例、施行規則が一体となってひとつの基本的な取り決めと。

饒波委員 これは公立のこども園の、公私は違う。

浦崎部長 公私は私ども市のほうが、その法人さんは運営できるねということで、認定をして協定を結んで指定をいたします。その後は法人さんが子ども子育て支援、あるいは認定こども園に基づいて管理規定、管理運営規定を定める事になります。もちろんその管理運営規定も我々の審査の対象になりますので、その辺もチェックをしたうえで指定をしていくという形になります。

饒波委員 これで運営はされると思うんですけども、その運営の評価というか、そういうのは規定がないので、それはいまの公私の場合は契約で、公の場合は業務の中で評価していく。

浦崎部長 公私の場合には、法律の中で第三者評価を受けるだとか、あるいは我々の協定の中でも今回5年間をとりあえず契約というか期間を定めさせていただきますけれども、その中で2回は外部評価を受けなさいとか、そういった形で指定しております。いまおっしゃるとおり、公立の中ではこの中で、その評価に関する規定はございませんけれども、当然これについての実施状況についての監査ですとか、そういった事項は行われて参りますのでそういう感じになろうかなというふうに思います。

末吉副部長 補足までに、13条に学校評議員がありますが、学校評議員もその評価の一部ということで運営していく予定です。

饒波委員 わかりました。

神村委員長 よろしいですか。はい、教育長。

渡慶次教育長 今日の新聞でしたか、待機児童、2番目に悪いということだったので、この認定こども園で4歳児がその認定こども園に行くことによって、いままでの保育所の4歳児の分が空くと、その分救われるのかなと。いまの待機児童の数というのはある程度いい方向に行くという想定はできますか。

浦崎部長 そうですね。今日の新聞でもありましたとおり、待機児童が多くを占めるのは0・1・2歳なので、我々がこども園を進めていく中で直接的に待機児童がこれで解消するだろうと言われると、いや、直接的ではないですよ。いまおっしゃったように、基本的にこども園については4歳、5歳、あるいは大道も来年から3年、3歳もできて、3・4・5歳というところを想定しているのですが、その代わりに小規模保育事業ですとか、0・1・2歳を中心とした保育所が今回想定されているんです。都市部でも東京でもみんなそうなんですけれども、そこ

は2歳までしか預からないものですから、3歳からはどこに行くの、というのがすごく問題になっています。ですので、このこども園を進めていく中で、その連携施設をちゃんと確保しようと、そうすると小規模保育所の事業が、じつは県内の場合には新規の小規模というよりは、認可外さんが小規模に移っていくパターンが多く想定されていますので、そこら辺を進めるためのひとつのきっかけにしたいと思っています。

渡慶次教育長 期待したのは、要するに保育士不足ということで、4歳児に多少空きがでると、その分0歳、1歳の人を入れて保育士の負担を軽くするということになるのかなと、その辺の期待はあったんだけども。

浦崎部長 そうですね。現実問題、既存の保育につきましては、その部屋割がすでにある程度されていたりとかするものですから、そこはなかなかというのが1点目と、各保育所では保育士の皆さんは0歳あるいは1歳から預かりますから、できれば5歳まで見たいんですね。途中で、4歳で幼稚園にという、いまのものについては園にもよりますけれども、というところもございまして、なかなかそこら辺がストレートには。ただこども園は学校の中にあるという非常に強みがありますので、実際問題は3歳までは保育所で4歳からは近くの小学校の中にあるこども園にやりたいという動きがおそらく出てくるだろうなということも想定しております。ただもう少しこども園が進むと、いままだ4園、5園では、まだあまりそこら辺はつきりしないかなというような想定をしております。

神村委員長 はい、本仲委員。

本仲委員 保育所としてはやっぱり0歳から5歳までみたいというのが本音ですか。

浦崎部長 そういう意向のところも多いです。ただ、施設の問題があるんですよ。

本仲委員 そうですよ、だからこの辺もキャパがあるし、スタッフが揃っているかというのもありますから。

末吉副部長 今回こども園に手をあげた法人の中でも、自分の本園については0・1・2・3までを中心に、4・5についてはこども園というような形も、お話しがあったりしますので、そういう動きもでてくることを想定しております。

神村委員長 ほかにありますか。ではないようですので、幼保連携型認定こども園について、教育委員会の意見を聴取する事務に該当するため、教育委員会の意見を求める議案が提出されております。教育委員会としては、先ほどと同様に、規則の内容について原案のとおりで異議があるかないかで意見を表明したいと考えます。議案第49号で付議されている「那覇市立幼保連携型認定こども園条例施行規則」の内容で異議はございませんか。

全 員 異議なし

神村委員長 異議なしということですので、議案第49号については、原案で掲げられている

規則の内容で了承することで議決をいたしました。では、報告5「平成27年度教育行政マネジメントシステムの実施結果について」の説明をお願いします。

伊良皆部長

報告5「平成27年度教育行政マネジメントシステムの実施結果について」、平成27年度教育行政マネジメントシステムの実施結果について、別紙のとおり報告する。平成28年3月29日提出、教育長 渡慶次克彦。報告理由、平成27年度におけるマネジメントシステムについて、那覇市教育行政マネジメントシステム要綱第6条の規定に基づき、その実施結果を報告する。中身につきましては総務課のほうでご説明いたします。

山内課長

1ページをご覧ください。マネジメントシステムは、「那覇市教育振興基本計画」の施策に基づく事業のうち、当該年度において特に重要な事業を抽出し、その事業について具体的な組織目標を定め、進捗管理を行っていくシステムでございます。平成27年度は29件の事務事業について年度目標を設定し進捗管理を行いました。27年度のマネジメントの達成状況は表1のとおりで、全事業29件中、事業完了が3件、10.3%、年度目標達成が18件で62.1%、概ね達成が5件で17.2%、未達成が3件で10.4%となっております。事業完了、年度目標達成、概ね達成を合計しますと、26件で89.6%となります。2ページをご覧ください。2ページは、マネジメントの年間スケジュールでございます。スケジュールにつきましては、11月の中間評価結果の報告の際にもご説明させていただきましたので、詳細は省略させていただきますが、スケジュールの表の一番下をご覧ください。⑩実施結果の教育委員会会議報告・各課通知・ホームページ公表とありますが、本日の教育委員会への報告の後、ホームページにて、マネジメントシステムの実施結果を公表する予定でございます。3ページをご覧ください。3ページは、マネジメントの所属別の集計表でございます。4ページをご覧ください。マネジメントの達成状況別集計表でございます。事業完了は、教育長マネジメントのNo.1 第2次教育振興基本計画の策定、学校教育部長マネジメントのNo.3 教育の情報化推進計画の策定、課長マネジメントNo.5 体育施設（市民体育館等及び奥武山野球場等）の指定管理者の決定 以上の3事業でございます。年度目標達成、及び概ね達成はご覧のとおり、18件及び5件となっております。未達成は、生涯学習部長マネジメントのNo.1 真和志南地区生き生き人材育成支援施設（仮称）整備事業、課長マネジメントのNo.2 地域学校連携施設の自主運営組織の設置・運営の促進、課長マネジメントのNo.3 社会教育関係職員研修 以上の3事業となっております。ここでは未達成のこの3件の内容について、ご説明させていただきます。担当の田盛の方から説明いたします。

田盛主査

それでは未達成の3件についてご説明させていただきます。1つ目は、6ページをご覧ください。生涯学習部長マネジメントの1番、「真和志南地区生き生き人材育成支援施設（仮称）整備事業」、こちらが未達成となっております。備考欄に未達成の理由がありまして、「沖縄振興特別推進交付金の交付決定が10月下旬となったことに伴い、基本設計の

業務委託契約が12月中旬の締結となり、当初の予定よりも遅れた」ため、未達成となっております。今後の予定事項及び課題として、「施設の基本設計について、年度内執行ができなかったため、次年度への予算繰り越しを行った。平成28年6月末を目途に基本設計を完了したい。」とあるように、基本設計につきましては、平成28年12月に契約済であり、6月末の完了に向けて現在、作業を進めているところであります。ちなみに、今後の全体計画としましては、基本設計完了後、28年度中に実施設計を行い、29年度には用地購入、29年度から30年度にかけて建設工事を行い、平成30年度の供用開始を予定しているところであります。次に、10ページをご覧ください。課長マネジメントの2番、「地域学校連携施設の自主運営組織の設置・運営の促進」、こちらも未達成となっております。さきほどと同じく、備考欄に未達成の理由がありまして、『各学校の調査について、「放課後子ども総合プラン」協議会の開催に合わせて行った。そのため、調査及び結果分析、学校との調整が遅れ、運営委員会設置に至らなかった。』との理由で、未達成となっております。今後の予定事項及び課題としては、『運営委員会設置に前向きな学校と重点的に調整を行い、次年度での設置を目指す。地域学校連携施設の活用について、こども政策課、まちづくり協働推進課と連携し、「小学校区まちづくり協議会」主導での運営委員会の設置も検討する。』としております。次に、すぐ下にあります課長マネジメントの3番、「社会教育関係職員研修」、こちらは、達成状況の欄にあるとおり、年度目標のうち①の公民館職員研修については達成しましたが、②の図書館職員研修が未達成だったため、事務事業全体としては未達成となっております。さきほどと同じく、備考欄に未達成の理由がありまして、「②図書館が主催している職員研修は、例年どおり実施できた。今年度は、これに加えて生涯学習課の主催による図書館職員研修の実施を目指したが、職員全員がそろって参加できる日程を確保することができなかった。」との理由で、未達成となっております。今後の予定事項及び課題としては、「公民館・図書館それぞれの専門的な個別研修の企画・実施は中央館で所管し、生涯学習課では社会教育関係職員（市長事務部局を含む）が連携しやすい環境を整えるための交流を目的とする研修を行う。」としております。私からは以上です。

神村委員長

ご意見、ご質問がありましたらお願いします。よろしいですか、私の方からひとつ社会教育関係職員研修ですけれども、「公民館・図書館それぞれの専門的な個別研修の企画」、個別研修という言葉がちょっと引っかかったんです。個別って例えば個人という感じの受け取り方をするんですけれども、どんな研修なのか。それからその後の「社会教育関係職員が連携しやすい環境を整えるための交流を目的とする研修」と意味が違うような気がしますけれども、その連携しやすい環境がいまはあまりないということの現状からくる研修の必要性ですか。

山内課長

これは生涯学習課の課長マネジメントでございまして、公民館は公民館、図書館は図書館、各機関で何回か自分たちの研修はしております。生涯学習課主催の研修としましては

各公民館の職員が集まりましてワークショップをしたり、講話を聴いたり、これは生涯学習課で主催して全ての公民館に呼び掛けてやっている研修がありますが、そしてもうひとつが公民館研修と同じように、図書館についても図書館職員を呼んで研修をしようと計画していたんですけどもこれができなかったという事です。次年度以降は、こういう公民館の職員の研修は公民館に任せて、図書館研修、例えばレファレンスとかそういう専門的な個別研修は図書館に任せて、生涯学習課としてはこういう個別の研修ではなくて、社会教育全体の関連する機関との連携とか各部署との連携とか、そういう全体的な研修を進めていきたいという事です。

神村委員長

わかりました。この個別というのは、内容的な個別をおっしゃっているんですね。人間の個別とは全く違う、内容的な個別の研修。それから各公民館と図書館は同じ建物に入っていますよね。これは那覇市全体でやろうということですよ、今後の研修は。同じ建物に入っているの、公民館の職員と図書館の職員の研修がスムーズにできそうじゃないですか。ただこれを那覇市の全ての公民館と図書館でやるということですか。

山内課長

例としてわかりやすく言えば、社会教育関係職員研修という感じで公民館職員も図書館職員も一緒にして、社会教育に関する研修をやるとかそういう事になるかと思います。

神村委員長

わかりました。はい、饒波委員。

饒波委員

6ページの「真和志南地区活き活き人材育成支援施設」と10ページの「地域学校連携施設」、ご説明いただいたんですけども、この二つとも那覇市の教育振興基本計画の指標にも入ってきていますので、結構重要な事業かなということ。真和志南地区のほうはある程度ハードル越えてこれから進んでいくのかなという印象があるんですが、地域学校連携施設の自主運営組織の設置・運営の促進というのは、方法が難しいなど。これは校長先生の協力も必要だし、地域の人たちの協力もないとなかなかできないだろうし、あと教育委員会の部署、どちらか一方だけ頑張ってもできないというところで、難しいと思うので、この基本計画にも謳われていますので、もしできれば来年もマネジメントにかけても良いのかなと思いますけどね。ちょっといまどういうふうな方向でこれを進めていくのかっていうのが何となくわからないなという感じがありました。印象です。

神村委員長

ほかにございますか。はい、添石委員。

添石委員

いくつかあるんですが、いまの饒波委員とも関連するんですけど、まず1番の「真和志南地区」、その後、地域の方の声っていうか、意見聴取がどのようになっているのか現状をいただきたいというのがひとつ。また10ページの「地域学校連携施設」ですけども、いろいろな地域性とか学校の状況によっても違うと思うんですけども、全小学校きちっと状況の把握ができていますかどうか、この2点についてお話ししたいと思います。特にこの2番目に関しては、小学校区まちづくり協議会は全小学校区へ推進していくと聞いた覚えがあるんですけども、その辺も含めてどの程度いま各小学校区の地域連携の在り方ができているかご説明いただければ。

伊良皆部長

「真和志南地区生き生き人材育成支援施設」ですが、先ほども説明ありましたとおり、10月下旬に交付決定、12月に契約という事で、いま現在も地域の方々の交流会とか説明会みたいなものを開催して、意見を聴取しているところでございます。併せて近隣の小中学校を含めてアンケート調査等も実施しているところであります。その集約はまだのところではありますが、出来次第情報を提供したいと思っております。それから2点目の「地域学校連携施設」でございますけれども、第2回総合教育会議の中でも、こどもみらい部からの報告がありましたとおり、いま現在8校、放課後子ども教室もないんですけれども、この放課後子ども総合プランと合わせながら実施をしているという状況があります。第2次那覇市教育振興基本計画の中でも目標として全36小学校区にこの放課後子ども教室を設置しようという形があります。それと併せて運営協議会の設置をしようとして同時並行で動いておりますので、今後また各学校の方で、そこら辺精力的に働きかけて、運営委員会の設置について、できるだけ早めに基本計画で目標として掲げている部分を達成していきたい、努力をしていきたいというふうに思っております。ちなみに第2回総合教育会議の中では未実施校8校のうち2校については準備段階にあるというふうな状況もご報告させていただいたかと思っておりますので、その辺からしますとその2校が実施されれば残り6校という形になりますので、頑張っていきたいなと思っております。

神村委員長

はい、添石委員。

添石委員

先ほどの真和志南地区の施設に関しては、当初、地域の方が望んでいる施設と教育委員会として進められる施設との中で多少誤解があったかなと思うんですけれども、最近私が地域の方々の話を聞く中では、やっぱり人材育成機関であったり国際交流に寄与するような人の育成につながるような人材育成の拠点になるんだという期待感をあの地域の方からも聞きましたので、是非地域の方との交流を進めていっていただきたいなと思えました。以上です。

神村委員長

ほかにごございますか。はい、教育長。

渡慶次教育長

ちらっと目に入ったので、11ページの森の家みんな。年度目標で印刷機について、27年度当初予算を確保できなかったとありますが、これは9月補正で予算確保できたのか。

田盛主査

補正では確保できなかったんですけれども、28年度当初予算で確保できております。

渡慶次教育長

28年度の当初予算。これ確保できたのかなという感じで受け取られてしまうし、それにしても目標は予算の確保じゃなくて印刷機の導入だから、27年度は結局印刷機を導入できなかったわけよね。予算の話じゃなくて印刷機の導入というのが目標じゃないか、ある意味では。これ予算確保を行うっていう目標だから予算確保できたのかできなかったのかもわからないし、結局印刷機どうなったのという事で、良く分からない。結局28年度に予算は獲得して持ち越しですよ。「概ね達成」というのは①のことか、②については結局達成できなかったという事か。

- 田盛主査 この達成状況が「概ね達成」となっているものは、一部できなかったものがあるという意味での評価なんですけれども、この一部達成できなかったというのがこの年度目標の②この印刷機の分になります。ですので、年度目標の①に関しては達成できているという事です。
- 渡慶次教育長 10ページの社会教育関係職員研修の①②、①は達成、②は未達成で、全体としては未達成、あれとはちょっと違う。
- 屋比久副部長 補足をしますと、教育長がおっしゃられたように、目標は印刷機を入れることではないんですね。印刷によって市民にいろんな広報をしたり、サービスを提供することが本来の目標なんです。だから印刷機を使えなかったんだけど、それ以外の方法でそういった広報とかができましたよという意味で、できなかったわけではない。
- 佐久川副参事 いま、話がありましたように少し私どものチェックが弱かったかなというのがありますけれども、年度目標のたて方、表現がこういう予算確保という内部的な話ではなくて、どういうサービスを行うか、どういうことを目的としているのか、というのが本来の目標であるべきであって、そこが主管課において予算確保というふうになってしまって、この辺をまたしっかりと、目標を設定する際はチェックしたいと思います。
- 神村委員長 「概ね達成」は、仕事の内容はほぼやりましたということですね。ほかございませんか。はい、添石委員。
- 添石委員 13ページの9番キャリア教育の推進ですけど、ご存じのとおり私自身が地域、企業側からのキャリア教育の推進を進めているので関心があって質問いたしますけれども、この年度目標に対して「概ね達成」なんですけど、何をもって概ね達成なのかというところと、あとは課題というところで、「他機関との連携を続けていく」とありますけれども、他機関ってというのはどのような機関を想定しているのか、また今後課題も含めてどのような連携を次年度に向けて想定しているのか、そこを少し教えていただきたいと思います。期待を込めて。
- 田盛主査 達成状況の評価の部分なんですけれども、こちら「概ね達成」という評価になっていますけれども、年度目標が①～③までありまして、そのうち②の「地域教育資源」の情報提供など、学校支援にしっかりと取り組んできたということではあるんですけども、主管課の学校教育課としてはまだ改善・工夫の余地があると捉えているということでした。そのため、まだまだできる部分があるという意味合いで、完全に達成ではなくて概ねという評価となっております。それから他機関との連携の部分、こちらは、なはグッジョブ連携協議会ですとか那覇商工会議所、オーシャン21、そういった外部の企業や団体等との連携を想定しているということです。
- 神村委員長 よろしいですか。はい、添石委員。
- 添石委員 私も教育委員会、あるいは学校現場においてもキャリア教育に向けて推進しているんだなということを感じたんですけど、逆に地域、企業側から接していて感じるの

が、一言でキャリア教育っていっても、学校現場の捉え方で推進していることと、外からキャリア教育をとおして学校支援していきたいというところで少し差があるのかなと感じましたので、③にある協議会と意見交換をしていくことが推進を進めていくことに重要なのかなと感じましたので、最後に遺言じゃありませんけれども、記録に残したいと思えますので、ますます期待しております。よろしくお願いします。

神村委員長

はい、田端部長。

田端部長

キャリア教育につきましては、各学校単位というところで、かなり別々の取組ってというのが目立つような状況であります。いま委員がおっしゃられたように組織的に各関係機関、他機関との連携を取り組んでいくのかっていうのが若干課題というのが残されていますので、新年度に向けて組織的に取り組めるように教育委員会としてどのように推進していったらいいのかというのを模索しながらやっていきたいと考えております。

神村委員長

学校教育課で勤めていたので、添石委員のおっしゃっているキャリア教育のところと少しズレはあるかなと、私も感じます。確かに私達は現場教師でいたときには、教育課程内に位置づける時間とか内容とか、そういうものがまず第一番目にきますね。ですからそこを考えてしまうと、企業からアタックするキャリア教育との大きさが違うかなと。企業からくるのはもっとキャリアとしての、本当にキャリアを育てるっていう意味の大きさを持っているような気がします。もしかしたら学校の中では、ある程度教育課程の枠の中でということで、少し考え方が狭まっているのかなという感じもします。この辺の共通理解みたいなもの、いま、子どもたちをそこに向かわせたいとか、子どもの成長をこういうふうに企業も応援したいというのはどこかで勉強し合うという場は必要かなと。いままでの教育課程を、その中であつてもそれに外部を入れながらやるっていう現場の改革も必要かもしれないです。そう思います。ほかにございませんか。はい、添石委員。

添石委員

最後に一点だけ、10ページの「なは教育の日」ですが、備考のところでは実行委員会が式典開催に向けた話し合いのみになっていると、今後なは教育の日の趣旨に沿った活動を行うよう、そのあり方を見直すとありますけれども、私も過去にこの実行委員のメンバーでやった時がありましたので、やはり回数が限られていてちゃんとした議論としての場に行けてないというのは、その場でも実際意見を出しましたし、いろんな意見も飛び交ったんですね。だから式典のための実行委員会ではなくて、やはりなは教育の日をどう充実させるかっていう事をしっかりと協議できる場としてもっと発展的に。ものすごく素晴らしいなは教育の日だと私は信じていますので、是非もっと活発な実行委員会、組織運営を教育委員会としても是非進めていっていただきたいなと思いました。以上です。

神村委員長

ほかにございますか。では、ないようですので報告5「平成27年度教育行政マネジメントシステムの実施結果について」はこの辺で終了いたします。以上をもちまして、平成27年度第23回教育委員会会議定例会を終了いたします。

案件の審議結果

議案第48号	那覇市立幼保連携型認定こども園の事務につき教育委員会の意見を聴取する規則の制定に係る意見の聴取について	原案で掲げられている規則の内容で了承
議案第49号	那覇市立幼保連携認定こども園条例施行規則の制定に係る意見の聴取について	原案で掲げられている規則の内容で了承